

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画



次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律です。この法律では、次世代育成支援対策として、「一般事業主行動計画」の策定を義務付けております。

当社では、仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように、新たな行動計画を定め、目標の達成に向けた取り組みをまいります。

## ◆計画期間

2020年4月1日から2023年3月31日までの3年間

## ◆内容

### 【目標1】

育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・男性従業員：計画期間内に取得人数を1人以上にすること
- ・女性従業員：計画期間内の取得率を80%以上にすること

### 【対策】

- ・社内イントラネットなどを活用し従業員への育児休業制度の周知や情報提供を行い、育児休業取得に対する意識づけを図る。
- ・男性従業員が育児休業を取得しやすい環境の整備について検討する。

### 【目標2】

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間13日以上にする。

### 【対策】

- ・年次有給休暇の取得奨励日の設定などの取得促進につながる取り組みを開始する。
- ・計画的な取得に向けて管理職研修を行う。

### 【目標3】

在宅勤務制度を導入する。

### 【対策】

- ・導入に向け環境を整備し制度化、従業員に本制度の周知と利用促進を図る。

2020年3月策定